



佐賀県公報

平成16年
7月26日
(月曜日)
第12485号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

○ 青少年に有害な図書等の指定	(四九九・子ども課)	一
◎ 住みたい佐賀の家づくり促進事業制度要綱の一部改正	(五〇〇・建築住宅課)	二
○ 道路の区域の変更	(五〇一・道路課)	二
○ 道路の供用開始	(五〇二・)	三
○ 道路の区域の変更	(五〇三・)	三
○ 道路の供用開始	(五〇四・)	三
○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請	(県民協働課)	四
○ 県営相知地区土地改良事業計画決定	(農地整備課)	四
○ "	"	四
○ "	"	五

○ 告 示

● 佐賀県告示第四百九十九号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年七月二十六日

佐賀県知事 古川 康

種 類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指 定 理 由
雑 誌	16-83	マガジン・ウオー・ウルフ vol.007 8月号	(株)マガジン・ マガジン	08365-08	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16-84	漫画ダイナマイト 8月号	辰巳出版(株)	05979-8	
"	16-85	COMIC ゲッチュ 8月号	若生出版(株)	13882-08 ①-8/24	
"	16-86	Kissui きっすい VOL.009 8月号	英知出版(株)	02801-8	
"	16-87	漫画 ピンクタイム 8月号	マイウェイ出版(株)	18301-8	
"	16-88	アクション 写真塾 8月号	(株)サン出版	11435-08	
"	16-89	マドンナハウス Vol.205 8月号	若生出版(株)	08357-08	
"	16-90	URECCO gal 8月号	ミリオン出版	01865-8	
"	16-91	ガールフレンズ No.170 8月号	若生出版(株)	02333-08	
"	16-92	CeLeb girls ウォーB組 8月号増刊 VOL.013	(株)マガジン・ マガジン	11804-08 ①-8/29	

●佐賀県告示第五百号

住みたい佐賀の家づくり促進事業制度要綱(平成十三年佐賀県告示第二百九十四号)の一部を次のように改正する。

平成十六年七月二十六日

佐賀県知事 古川 康

第一条中「地域の木材」を「県産材」に改め、「取得」の下に「又はリフォーム(増築、改築及び改修をいう。以下同じ。)」を加える。

第二条第一号を次のように改める。

一 県産材 県内の森林から産出され、県内で製材された木材をいう。

第三条中「取得」の下に「又はリフォーム」を加える。

第四条中「助成の対象となる住宅」の下に「のうち取得に係る住宅」を、「金融機関」の下に「(次項において「住宅金融公庫等」という。)」を加え、

同条第一号中「地域材」を「県産材」に改め、同条第四号中「第二条第一項に定めるものをいう。」の下に「次項において同じ。」を、「第二条第六項に定めるものをいう。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 助成の対象となる住宅のうちリフォームに係る住宅は、住宅金融公庫等が行う資金の貸付けの対象となる住宅で、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準のいずれかに該当するものとする。

一 県産材リフォーム住宅 増築又は改築を行う住宅で、増築又は改築に係る部分が前項第一号から第三号までに定める基準のいずれにも適合し、増築又は改築後の住宅の延べ面積が八十平方メートル以上百七十五平方メートル以下であること。ただし、増築又は改築に係る部分の延べ面積が百平方メートル以下の場合、建築士が工事監理を行ったものであること。

二 性能向上リフォーム住宅 改修を行う住宅で、次の基準のいずれかに適合するものであること。

イ リフォームに係る住宅が、住宅金融公庫が定める公庫住宅等政策融資

技術基準のうち基準金利適用住宅に適用されるバリアフリー構造に係る基準又は高齢者等対応設備設置工事の基準に適合すること。

ロ リフォームに係る住宅が、住宅金融公庫が定める政策誘導型住宅改良工事基準のうち耐震補強に関する基準に適合すること。

ハ リフォームに係る住宅(県産材リフォームに係る部分以外の部分のうち、改修に係る部分に限る。)が、住宅金融公庫が定める公庫住宅等政策融資技術基準のうち基準金利適用住宅に適用されるバリアフリー構造に係る基準又は省エネルギー住宅等に係る基準に適合するものであること(県産材リフォームと併せて改修を行う場合に限る。)

第五条第二項中「前条」を「前条第一項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、この告示による改正後の住みたい佐賀の家づくり促進事業制度要綱第四条第一項の規定は、平成十六年九月一日以後に助成の申込みが行われた住宅から適用し、同日前に助成の申込みが行われた住宅については、なお従前の例による。

●佐賀県告示第五百一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年七月二十六日から平成十六年八月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年七月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
一般国道 二六四号	三養基郡三根町大字寄人字丁の坪四〇九番五地先から 三養基郡三根町大字寄人字小城島二九〇番五地先まで	三養基郡三根町大字寄人字丁の坪四〇九番五地先から 三養基郡三根町大字寄人字小城島二九〇番五地先まで	前	一四・〇 九・〇	七六三・三
一般国道 二六四号	三養基郡三根町大字寄人字丁の坪四〇九番五地先から 三養基郡三根町大字寄人字小城島二九〇番五地先まで	三養基郡三根町大字寄人字丁の坪四〇九番五地先から 三養基郡三根町大字寄人字小城島二九〇番五地先まで	後	一八・四 九・〇	七六七・九
<p>●佐賀県告示第五百二号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十六年七月二十六日から平成十六年八月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年七月二十六日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>					
一般国道 二六四号	三養基郡三根町大字寄人字丁の坪四〇九番五地先から 三養基郡三根町大字寄人字小城島二九〇番五地先まで	三養基郡三根町大字寄人字丁の坪四〇九番五地先から 三養基郡三根町大字寄人字小城島二九〇番五地先まで	供用開始の期日	平成一六・七・二六	
<p>●佐賀県告示第五百三号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p>					
<p>●佐賀県告示第五百四号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十六年七月二十六日から平成十六年八月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年七月二十六日</p>					
道路の種類 及び路線名	九千部山公園線		変更前後の別	幅員 メートル	延長 メートル
区間	鳥栖市河内町字三子谷一七二五番一 地先から 鳥栖市河内町字竜目一六七九番一 地先から 鳥栖市河内町字竜目一六七九番三 地先まで 鳥栖市河内町字竜目一六八〇番二 地先まで	鳥栖市河内町字三子谷一七二五番一 地先から 鳥栖市河内町字竜目一六七九番一 地先から 鳥栖市河内町字竜目一六七九番三 地先まで 鳥栖市河内町字竜目一六八〇番二 地先まで	前	三四・三 一〇・〇	二〇七・一
区間	鳥栖市河内町字竜目一六八〇番二 地先から 鳥栖市河内町字竜目一六八〇番二 地先まで	鳥栖市河内町字竜目一六八〇番二 地先から 鳥栖市河内町字竜目一六八〇番二 地先まで	後	一七・二 一〇・〇	二〇五・五

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 九千部山公園線	豊後市河内町字三子谷一七二五番一地从先から 豊後市河内町字竜目一六七九番一地从先まで 豊後市河内町字竜目一六七九番三地从先から 豊後市河内町字竜目一六八〇番一地从先まで	平成一六・七・二六

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年8月23日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成16年7月23日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあつた年月日

平成16年6月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人盛年の会

(2) 代表者の氏名 金原義訓

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県神埼郡東脊振村大字石動1292番地の4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢化が進むなかで、在宅で援助の必要な高齢者や障害を持つ人、その家族の人たちを支援するため、健康で働く意欲のある高齢者を中心に組織をつくり、在宅介護や生活支援など福祉に関する事業を行い、

人々が住みなれたまちで、いつまでも生きがいのある生活を送れる地域づくりに寄与することを目的とする。併せて高齢者の雇用機会の拡充を図り、元気で明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備 用排水施設整備）相知地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年7月26日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 用排水施設整備）相知地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年7月27日から平成16年8月23日まで

3 縦覧の場所

相知町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備 農道整備）相知地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年7月26日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 農道整備）相知地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年7月27日から平成16年8月23日まで

3 縦覧の場所
相知町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備 暗渠排水整備）相知地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年7月26日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（中山間地域総合整備 暗渠排水整備）相知地区の土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間
平成16年7月27日から平成16年8月23日まで

- 3 縦覧の場所
相知町役場

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年七月二十六日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)